

四街道市まち・ひと・しごと創生推進本部要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年度法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進を図るため、四街道市まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定及び改訂に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の推進及び評価に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(推進本部の組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長とし、副本部長は副市長とする。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に定める者をもって充てる。

(推進本部の会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長になる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(推進委員会)

第5条 推進本部に、推進委員会を置く。

- 2 推進委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、本部長の指示を受けた事項について、調査及び審議を行った上、本部長に対し、当該事項に係る提案、その他必要な報告を行うものとする。

(推進委員会の組織等)

第6条 推進委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は副市長とし、副会長は経営企画部長とする。
- 3 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表第2に定める者をもって充てる。
- 6 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 本部長が必要と認めるときは、推進委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、推進委員会の指示を受け、まち・ひと・しごと創生に関する事項の調査及び審議を行い、推進委員会に報告するものとする。

(専門部会の組織等)

第8条 専門部会の組織及び運営に関する事項は、本部長が別に定める。

(資料の提出要求等)

第9条 本部長、推進委員会の会長及び専門部会を代表する者は、各組織が所掌する事務の執行に当たり、必要があると認めるときは、関係各部局に資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 推進本部の庶務は、経営企画部政策推進課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日一部改正)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日一部改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第5項）

危機管理監・経営企画部長・総務部長・福祉サービス部長・健康子ども部長
環境経済部長・都市部長・上下水道部長・教育長・教育部長・消防長

別表第2（第6条第5項）

経営企画部政策調整担当者・総務部政策調整担当者・福祉サービス部政策調整担当者
健康子ども部政策調整担当者・環境経済部政策調整担当者・都市部政策調整担当者
教育部政策調整担当者・消防本部政策調整担当者